



子どもの意見表明を支援 するアドボカシーセン ター創出のためのアク ションリサーチ

熊本学園大学
堀 正嗣

2025.10.5 日本社会福祉学会第73回秋季大会
学会企画セッション：社会福祉学におけるアク
ションリサーチの手法



報告の構成

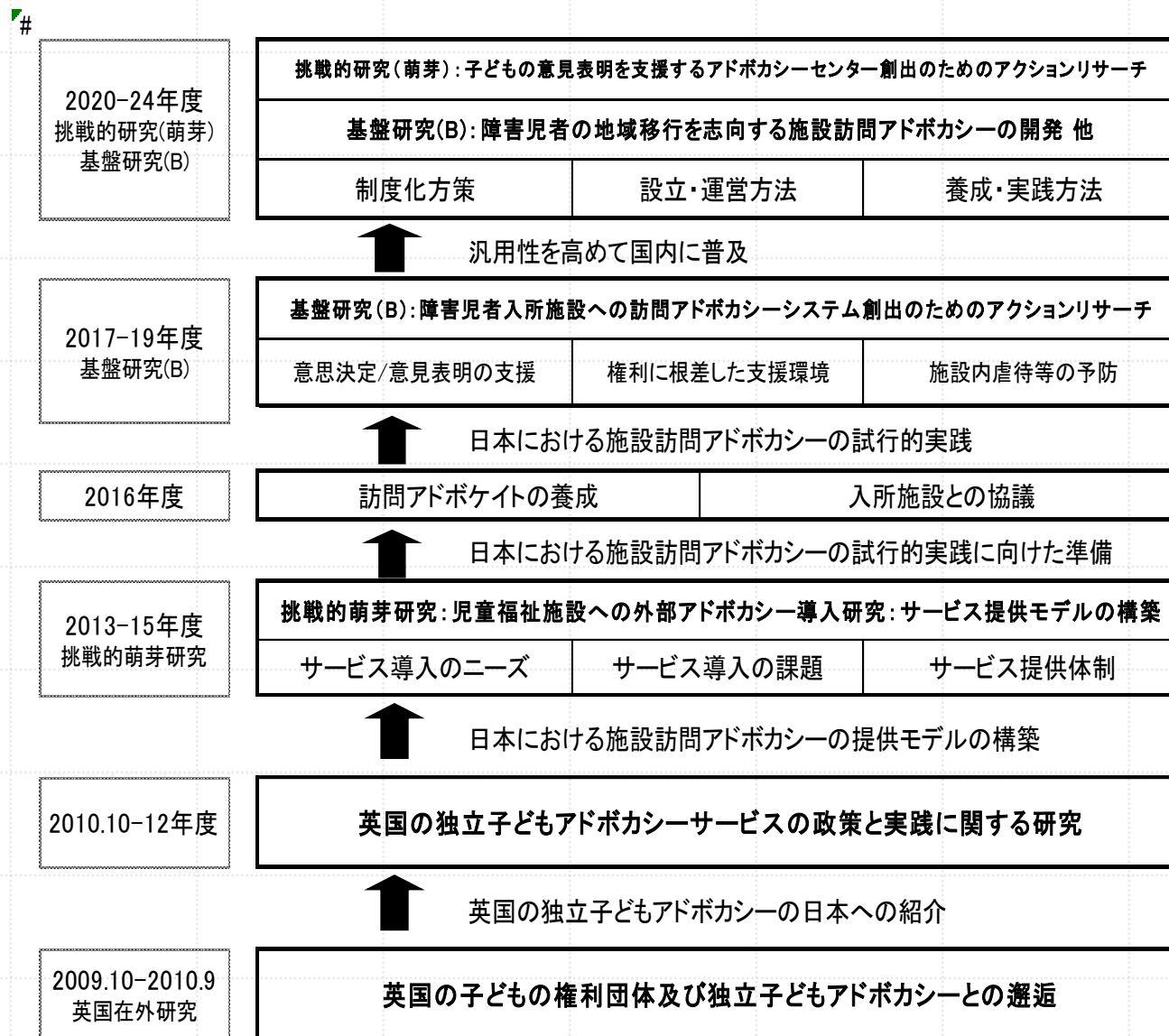
1. 独立子どもアドボカシー研究の始まりと展開
2. 子どもアドボカシーセンター（CCA）研究の背景と目的
3. CCA創出のためのアクションリサーチ（AR）
4. CCAの誕生・発展・ネットワーク

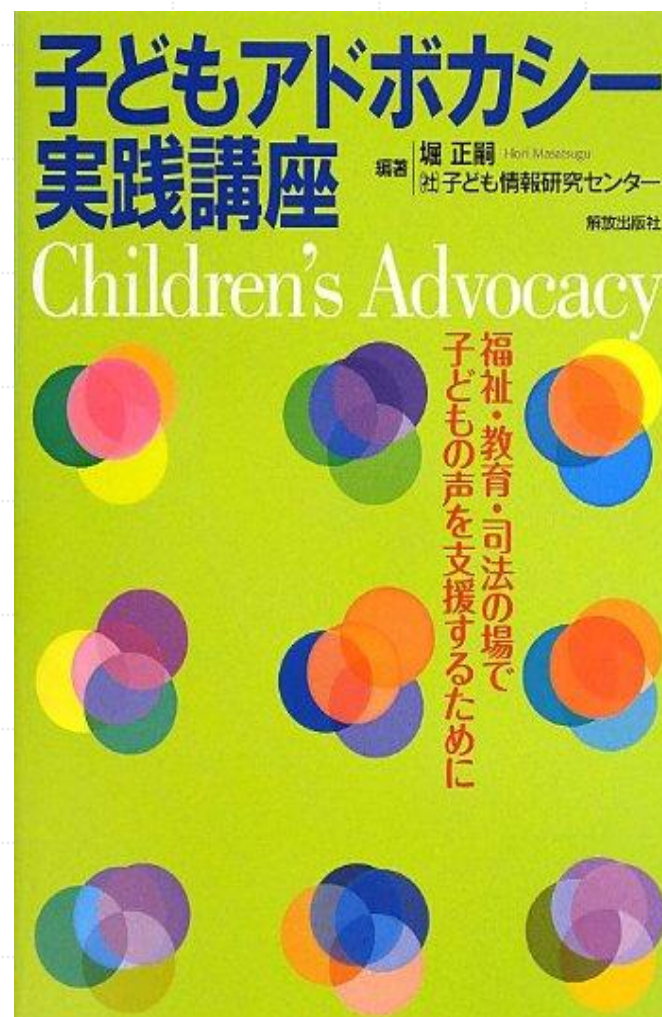


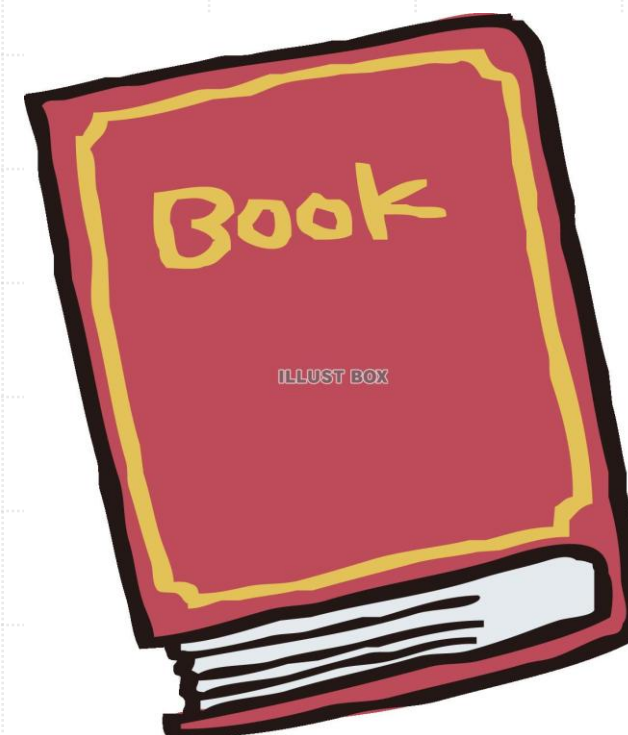
1. 独立子どもアドボカシー研究の始まりと展開

独立子どもアドボカシー研究の始まりと展開

* 堀正嗣が研究代表者の科研費を記載







堀正嗣編著(2025)『日本の子どもアドボカシーセンター：誕生・発展・ネットワーク』明石書店.



2. 子どもアドボカシーセンター（CCA） 研究の背景と目的

*** CCA = Center for Children's Advocacy**



イギリスの子どもの権利団体

(1) 歴史のあるチャリティ団体

ー ー保護の権利 (Protection) ・ 提供の権利 (Provision) を中心として
バーナードス(1870)・チルドレンズソサエティ(1881)・全国児童虐待防止協会
(1884)等

(2) 参加と意見表明を支援するチャリティ団体

ー ー参加権 (Participation) を中心として
コーラムボイス(1975)・全国青年アドボカシーサービス(National Youth
Advocacy Service)・Just for Kids Law(2006)等



イギリスの子どもの権利団体から学ぶ

①市民性

- ・子どもの「参加する権利」を保障する社会の実現をめざすという明確なミッションとビジョンの下に自発的で情熱的な活動をしていること。

②独立性

- ・行政からの委託事業だけに依存することなく、政府・自治体、サービス提供団体から独立して助成金・寄付金等で資金を調達し自主的な活動していること。

③専門性

- ・子どもの権利とアドボカシーに関する専門性を基盤として、弁護士・ソーシャルワーカー等の専門職と市民が対等な立場で協力して活動していること

先行事例としての障害者自立生活センター

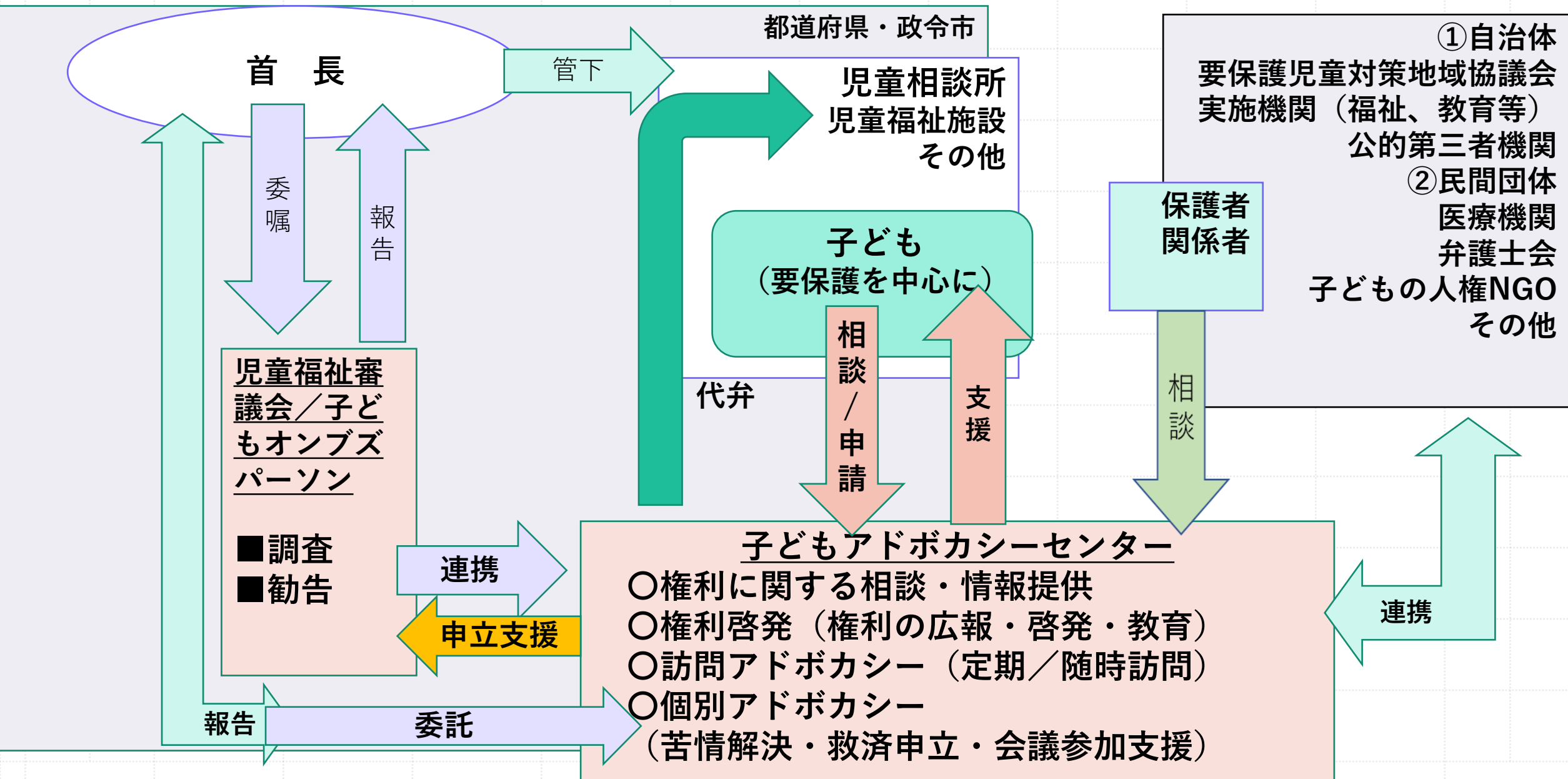
日本のCILは、1986年のヒューマンケア協会を皮切りに全国で設立が相次ぎ、現在では全国自立生活センター協議会の加盟団体は114団体を数える（全国自立生活センター協議会 年不明a）。CILは社会変革のための権利擁護活動（システムアドボカシー）を行う運動団体として発展し、地域での自立生活を可能にする介護保障制度の創設（障害者総合支援法）、障害者差別解消法制定、障害者権利条約批准などの原動力となった。CIL（Center for Independent Living）に倣って命名した「子どもアドボカシーセンター」（CCA=Center for Children's Advocacy）という名称には、子どもの権利運動において社会変革を引き起こす原動力となる団体に育ってほしいとの願いが込められている。〔堀正嗣編著(2025)『日本の子どもアドボカシーセンター』明石書店.〕⇒アメリカ起源のChildren's Advocacy Centerとの差異化



意見表明等支援事業の制度化

- 1994年4月 「児童の権利に関する条約」日本批准
- 2017年8月 「新しい社会的養育ビジョン」策定
- 2018年8月 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業開始
- 2021年5月 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（厚労省有識者会議）「とりまとめ」発表
- 2022年8月 意見表明等支援事業新設を含む改正児童福祉法公布
- 2024年4月 意見表明等支援事業〔第2種社会福祉事業〕開始（自治体の努力義務）

子どもアドボカシーセンター構想





CCA科研の目的

目的(1)：地方自治体における子どもアドボカシーセンター制度化方策を明らかにする。

目的(2)：独立性・公益性・持続可能性を担保した民間団体による子どもアドボカシーセンター設立・運営方法を明らかにし、設立・運営マニュアルを作成する。

目的(3)：専門性のある子どもアドボケイト養成・スーパービジョンの方法を明らかにし、独立子どもアドボケイト認定制度を構築する。

目的(4)：独立専門アドボカシー（Independent Professional Advocacy、略称IPA）の実践方法（訪問アドボカシー・個別アドボカシー）を明らかにする。



3. CCA創出のためのアクションリサーチ (AR)

「疎外としての研究」からの解放

～障害学研究から学ぶ～

社会科学における伝統的な研究は、抑圧されている人々が日常生活において経験している権力関係を反映しまた永続させている。伝統的な研究では、ほとんどあるいは全く統制できない仕方で一方的に研究対象にされるので、障害を持つ協力者にとって研究とは疎外される経験に他ならないと言われてきた。障害の研究は、研究者の業績となって名声や地位を高めることにつながるだけで、障害者の状態を変えることはほとんどなかった。それどころか、彼らの経験している困難を、強化することにさえなっていたかもしれない。(Barnes, C(2007) 'Emancipatory' Disability Research and Special Educational Needs in Florian L. (ed.) 2007: *The Sage Handbook of Special Education*, London: Sage, pp. 3-4.)

「社会変革の実践」としての参加型アクションリサーチ

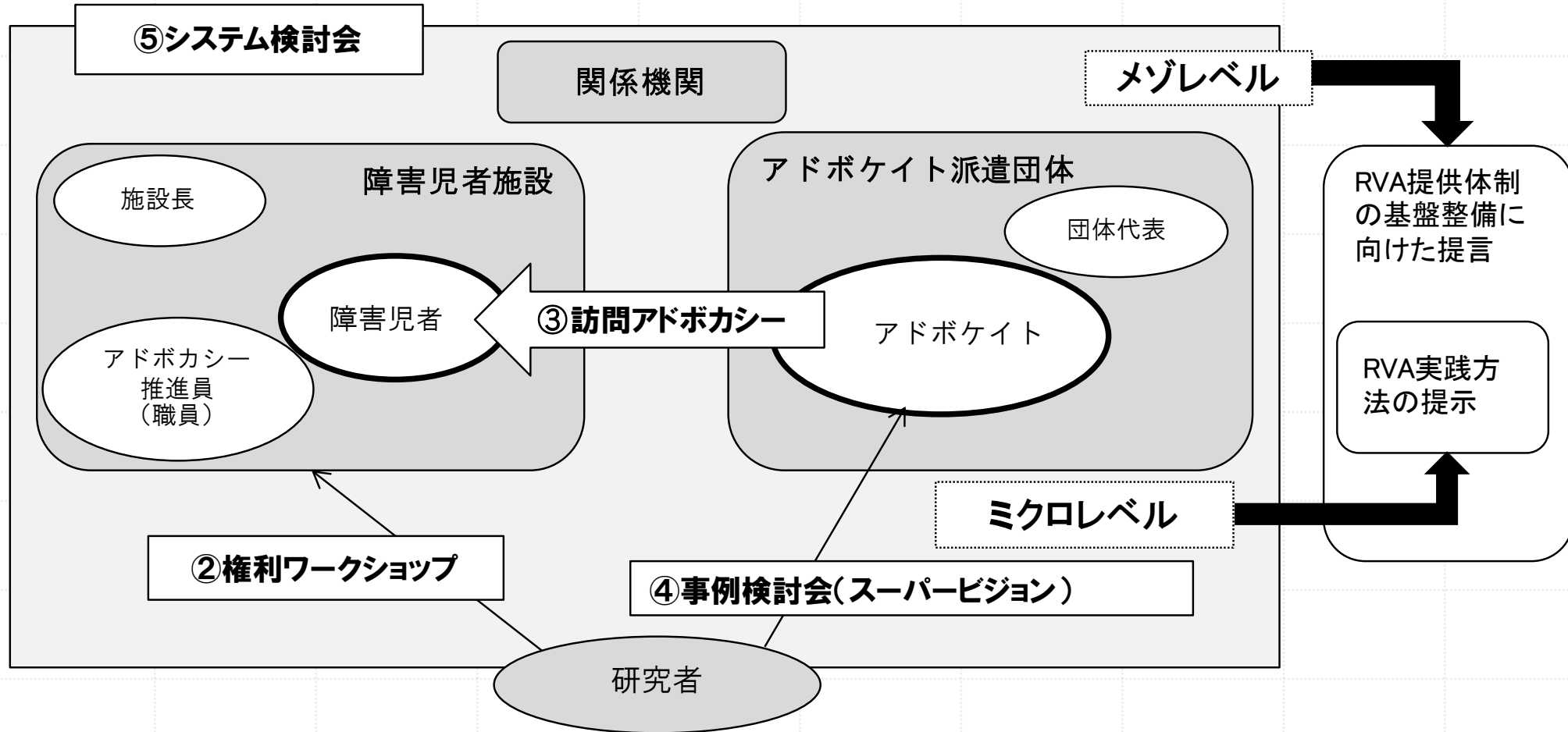
参加型アクションアプローチの問題点は、変革のために現に存在する権力構造に向き合い挑戦することよりも、それらを強化する傾向があることである。たとえば、教育における多くのアクションリサーチには、現に教育実践を構築している抑圧的権力／知識構造に向き合うよりも、教師たちが自分たちの仕事をより良いものにすることにつながってしまう懸念がある。（ibid 21）

⇒「明確な立場性の選択と公表」「障害の社会モデルへの依拠」「障害者による統制／への説明責任」を基盤としなければ、どのような研究方法も「疎外としての研究」に陥ってしまう危険性がある。

⇒Emancipatory Research, Participatory Researchの重要性

⇒「社会変革の実践」としての参加型アクションリサーチ（パウロ・フレイレ）

アクションリサーチの構造



研究組織

＜研究組織の統括＞

独立アドボカシー研究会
代表 堀正嗣（熊本学園大学）
＜研究組織統括、各研究班サポート、全体会議・コア会議運営、予算・研究計画管理＞

事務局
子どもアドボカシーセンター
OSAKA
＜代表補佐、アドボケイトコーディネート、研究会準備、書類作成、予算管理他＞

* 各研究班には市民アドボケイトが参加し共同研究を行った。

＜①児童養護施設アドボカシー研究班＞

・担当研究者：栄留 里美（大分大学）
昇 慶一（常盤会学園大学）
堀 正嗣（熊本学園大学）

＜②福祉型障害児施設アドボカシー研究班＞

・担当研究者：鳥海 直美（四天王寺大学）

＜③障害者施設アドボカシー研究班＞

・担当研究者：吉池 毅志（大阪人間科学大学）

＜④重心施設アドボカシー研究班＞

・担当研究者：栗田 季佳（三重大学）

＜⑤CCA 名古屋研究班＞

・担当研究者：上村千尋（金城学院大学）〔座長〕
谷口由希子（名古屋市立大学）
・事務局：子どもアドボカシーセンターNAGOYA

＜⑥CCA 大阪研究班＞

・担当研究者：昇慶一〔座長〕
栄留里美（大分大学）
吉岡洋子（関西大学）
吉池毅志（大阪人間科学大学）
・事務局：子どもアドボカシーセンターOSAKA



4. CCAの誕生・発展・ネットワーク

CCAの誕生・ 発展・ネット ワーク

- 2020年3月 子どもアドボカシーセンターOSAKA 設立
- 7月 子どもアドボカシーセンターNAGOYA 設立
- 12月 子どもの声からはじめよう設立
- 2021年9月 子どもアドボカシーを進める会 TOKYO 設立
- 2022年1月 子どもアドボカシーセンター広島設立
- 2月 子どもアドボカシーセンターみやぎ設立
子どもアドボカシーセンターMIE 設立
- 4月 子どもアドボカシーセンター北九州設立
- 7月 子どもアドボカシーセンターぐんま設立
- 8月 子どもアドボカシー学会設立
トナリビト内に子どもアドボカシーセンター熊本 Me:vo（みいぼ）設立
丸亀街づくり研究所内にアドボカシー事業所ここまい設立
- 9月 子どもアドボカシーセンターひまわり設立
- 2023年4月 Toddle わかやま内に子どもアドボカシーセンターわかやま設立
- 9月 子どもアドボカシーセンターしずおか設立
- 12月 子どもアドボカシーセンターKYOTO 設立
- 2024年7月 こどもアドボカシーセンター浜松設立

子どもアドボカシー学会団体正会員を記載

CCAの要件・定義・課題

1. CCAの5要件――①権利基盤性、②市民性、③独立性、④専門性、⑤実践性
2. CCAの定義――子どもアドボカシーセンターとは、子どもの権利条約に規定された子どもの権利を基盤としたミッションとビジョンを持つ（要件1）、公益性と自発性を備えた市民団体であって（要件2）、福祉や教育などを提供する組織や行政機関との間で利害関係を持たないという意味で独立性があり（要件3）、子どもアドボカシーに関する専門性を有する（要件4）、個別アドボカシー及びシステムアドボカシーを含む子どもの権利擁護に関する実践活動を行っている団体である（要件5）。
3. CCAの課題――①定義と役割についての共通認識の確立、②財政基盤の確立と独立性の担保、③専門性の確立、④ネットワークの確立



PARとしての子どもアドボカシー学会

第3条（目的）

本会は、すべての人が研究者であるという理念に立って、市民・実践者・職業的研究者が対等な立場で協力して、子どもアドボケイトの養成及び実践に関する研究、子どもアドボカシー制度に関する研究、海外の子どもアドボカシーに関する研究、子どもアドボケイトの養成・認定等を行うことにより、日本における独立子どもアドボカシーの発展を通して、すべての子どもの意見表明権を保障し、子どもの権利を実現する社会をつくることを目的とする。



PARとしての子どもアドボカシー学会

第4条（活動の種類） 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）子どもアドボカシーに関する調査及び研究
- （2）研究大会及び研究会の開催
- （3）学会誌その他の刊行物の発行
- （4）子どもアドボケイトの養成及び認定
- （5）関係諸団体との連携
- （6）前各号の他、本会の目的を達成するために必要な事業

子どもアドボケイト養成講座の全体像

子どもアドボカシー学会主催
基礎・専門（各20時間）・実践（23時間）

